証券コード 6484
平成30年６月12日

株 主 各 位

岐阜市黒野３０８番地
株式会社KVK
代表取締役社長 末 松 正 幸

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　岐阜県加茂郡富加町高畑字稲荷641番地　当社富加工場　会議室

３．目的事項

報告事項
１．第71期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　取締役及び監査役に対する報酬としての株式交付信託制度導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kvk.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における事業環境は、政府の各種経済政策の効果もあり、企業収益は改善し、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方、新設住宅着工戸数については、住宅ローン減税や金利優遇政策など各種政策の効果が一巡し、全体としては緩やかな減少傾向にあります。

このような状況のなか、当社グループは、お客様への新たな価値の提供をめざした事業基盤づくりに取り組んでまいりました。

商品面では、近年求められている、デザイン性の高い商品を積極的に商品化し、色のバリエーション展開を進め、中高級ゾーンの水栓ラインアップ充実を図りました。

営業面では、全国に４支社17営業所５出張所の拠点網を展開し、きめ細かな営業活動のなかで、お客様の課題を収集し、課題解決に向けた商品提案を行いました。

生産面では、ＫＰＳ（KVK　Production　System）活動を柱に、コスト競争力強化をめざし、受注の変動に柔軟に対応できる最適生産体制づくりに取り組みました。昨年６月より生産をスタートしたフィリピンの生産子会社は、順調に生産が立ち上がり稼働しています。日本・中国大連・フィリピンの３拠点による最適生産体制づくりを推し進め、グローバルでのコスト競争力を強化してまいります。

ここ数年にわたり、富加工場へ生産機能、本社機能を集約し、経営の効率化を進めてまいりました。平成30年度は、富加工場に新たに物流棟を建設し、本社の倉庫機能を移転させることで、物流面での効率化を図ってまいります。

当連結会計年度における連結業績につきましては、記録的寒波による需要もあり、売上高は245億50百万円（前期比3.5％増）と増収となりました。利益面では、急激に原材料価格が上昇するなか、グループ一丸となってトータルコストの引き下げに努めたものの、製造コスト増加を吸収しきれず、営業利益は21億75百万円（前期比15.9％減）、経常利益は22億６百万円（前期比17.5％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、13億95百万円（前期比14.4％減）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は５億92百万円であります。その主なものは金型の取得によるものであります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金で充当いたしました。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第68期 (平成27年３月期)	第69期 (平成28年３月期)	第70期 (平成29年３月期)	第71期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高(千円)	23,711,783	23,382,539	23,730,387	24,550,081
経常利益(千円)	1,764,612	2,009,042	2,676,076	2,206,852
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,040,220	1,419,249	1,629,322	1,395,353
１株当たり当期純利益(円)	127.20	173.05	198.21	167.56
総資産(千円)	22,190,347	22,869,611	24,750,443	25,775,513
純資産(千円)	15,553,800	16,309,679	17,529,789	18,690,340
１株当たり純資産額(円)	1,888.95	1,972.97	2,116.26	2,231.00

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。第68期（平成27年３月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑸ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新設住宅着工戸数が伸び悩むなか、当年度から実施された運送費の値上げが次年度は通期に影響することや、高騰の続く原材料価格が次年度についても高止まりで推移することが予想され、依然として厳しい事業環境が続くと予想されます。

こうしたなか、当社グループは、持続的成長と高収益体質の実現に取り組んでまいります。生産機能を集約した富加工場の新鋳造設備による効率的生産、日本・中国大連・フィリピンの３拠点による最適生産体制づくりに、物流棟完成による国内物流の効率化の効果も加え、グローバルでコスト競争力の高いモノづくりを推進してまいります。また引き続き、きめ細かな営業活動を展開し、お客様の声を収集・分析し、提案型営業に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
大連北村閥門有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連 経済技術開発区 淮河西路15号	千円 1,640,644 千米ドル (13,600)	100%	給水栓の製造・販売

⑺ 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、給水栓、給排水金具、継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を行っております。

⑻ **主要な営業所及び工場**（平成30年３月31日現在）

① 当社

本社	岐阜県岐阜市黒野308番地
支社	東北（仙台市若林区）・関東（東京都豊島区）・関西（大阪市西区）・西日本（福岡市博多区）
営業所	札幌（札幌市東区）・仙台（仙台市若林区）・盛岡（岩手県盛岡市）・北関東（栃木県小山市）・さいたま（さいたま市大宮区）・千葉（千葉市中央区）・東京（東京都豊島区）・東京特需（東京都豊島区）・横浜（横浜市緑区）・多摩（東京都立川市）・名古屋（名古屋市熱田区）・大阪（大阪市西区）・大阪特需（大阪市西区）・岡山（岡山市北区）・広島（広島市安佐南区）・福岡（福岡市博多区）・鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
出張所	新潟（新潟市中央区）・北陸（石川県金沢市）・静岡（静岡市駿河区） 京滋（京都市南区）・神戸（神戸市中央区）
工場	本社（岐阜県岐阜市）・富加（岐阜県加茂郡富加町）・飛騨古川（岐阜県飛騨市）

② 子会社

大連北村閥門有限公司（中華人民共和国）

⑼ **従業員の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,098（158）名	3名減（6名増）

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
636（158）名	12名増（6名増）	40.6歳	14.4年

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（嘱託及び準社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑽ **主要な借入先の状況**（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑾ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

（重要な訴訟事件等）

当社は、平成26年８月28日付でJFE継手株式会社（以下「原告」）から特許侵害による訴訟の提起を受け、平成28年６月23日付で大阪地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。その後、原告が平成28年７月７日付で知的財産高等裁判所に控訴し係争中でありましたが、当社が和解金150,000千円を支払うことで合意し、平成30年４月13日付で和解が成立しました。

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 23,120,500株
⑵ **発行済株式総数** 8,338,078株
⑶ **株主数** 1,271名
⑷ **単元株式数** 100株
⑸ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
有限会社北村興産	11,324百株	13.58%
株式会社十六銀行	4,000百株	4.79%
岐阜信用金庫	3,735百株	4.48%
ＫＶＫ取引先持株会	3,517百株	4.21%
元気なぎふ応援基金	2,695百株	3.23%
北村和弘	2,688百株	3.22%
北村博志	2,685百株	3.22%
北村嘉弘	2,645百株	3.17%
末松容子	2,575百株	3.08%
ＫＶＫ従業員持株会	2,255百株	2.70%

（注）１．持株比率は、自己株式（1,004株）を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
２．平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で株式併合（２株を１株に併合）に伴う定款変更を行っております。これにより発行可能株式総数は23,120,500株減少し、23,120,500株となっております。
３．平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で株式併合（２株を１株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株を100株に変更）を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成30年３月31日現在）

		第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
取締役会発行決議の日		平成20年６月26日	平成21年６月25日	平成22年６月25日
新株予約権の数		11個	30個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式　5,500株	当社普通株式　15,000株	当社普通株式　12,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　２円	１株当たり　２円	１株当たり　２円
新株予約権の行使可能期間		平成20年６月27日～平成50年６月26日	平成21年６月26日～平成51年６月25日	平成22年６月26日～平成52年６月25日
保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数　１名 保有数　11個 目的である株式の数　5,500株	保有者数　１名 保有数　30個 目的である株式の数　15,000株	保有者数　１名 保有数　25個 目的である株式の数　12,500株
	監査役（社外監査役を除く）	保有者数　０名 保有数　０個 目的である株式の数　０株	保有者数　０名 保有数　０個 目的である株式の数　０株	保有者数　０名 保有数　０個 目的である株式の数　０株

		第４回新株予約権	第５回新株予約権	第６回新株予約権
取締役会発行決議の日		平成23年６月24日	平成24年６月26日	平成25年６月25日
新株予約権の数		34個	51個	27個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式　17,000株	当社普通株式　25,500株	当社普通株式　13,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　２円	１株当たり　２円	１株当たり　２円
新株予約権の行使可能期間		平成23年７月19日～平成53年７月18日	平成24年７月20日～平成54年７月19日	平成25年７月18日～平成55年７月17日
保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数　１名 保有数　34個 目的である株式の数　17,000株	保有者数　２名 保有数　45個 目的である株式の数　22,500株	保有者数　２名 保有数　24個 目的である株式の数　12,000株
	監査役（社外監査役を除く）	保有者数　０名 保有数　０個 目的である株式の数　０株	保有者数　１名 保有数　６個 目的である株式の数　3,000株	保有者数　１名 保有数　３個 目的である株式の数　1,500株

		第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権
取締役会発行決議の日		平成26年６月25日	平成27年６月24日	平成28年６月24日
新株予約権の数		26個	29個	48個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式　13,000株	当社普通株式　14,500株	当社普通株式　24,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　２円	１株当たり　２円	１株当たり　２円
新株予約権の行使可能期間		平成26年７月18日～平成56年７月17日	平成27年７月17日～平成57年７月16日	平成28年７月19日～平成58年７月18日
保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数　２名 保有数　23個 目的である株式の数　11,500株	保有者数　４名 保有数　26個 目的である株式の数　13,000株	保有者数　５名 保有数　44個 目的である株式の数　22,000株
	監査役（社外監査役を除く）	保有者数　１名 保有数　３個 目的である株式の数　1,500株	保有者数　１名 保有数　３個 目的である株式の数　1,500株	保有者数　１名 保有数　４個 目的である株式の数　2,000株

		第10回新株予約権
取締役会発行決議の日		平成29年６月28日
新株予約権の数		28個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		当社普通株式　14,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　２円
新株予約権の行使可能期間		平成29年７月14日～ 平成59年７月13日
保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	保有者数　６名 保有数　26個 目的である株式の数　13,000株
	監査役 （社外監査役を除く）	保有者数　１名 保有数　２個 目的である株式の数　1,000株

（注）１．各新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

⑴新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

⑵新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ケ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。

⑶その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

２．平成30年３月31日現在における当社監査役保有分は、新株予約権発行時に当社取締役の地位にあったときに付与されたものを含んでおります。

３．平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月１日付で株式併合（２株を１株に併合）を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「保有状況」における「目的である株式の数」は調整されております。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

⑶ **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ **取締役及び監査役**（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	末松正幸	大連北村閥門有限公司董事長、 公益財団法人ＫＶＫ福祉会理事長
取締役	佐野孝之	海外事業室担当、 大連北村閥門有限公司副董事長
取締役	小関智晶	経営管理本部長兼企画経理部長
取締役	森田恭二	営業本部長
取締役	坪田充夫	研究開発本部長、品質保証室担当
取締役	藤井邦彦	生産本部長兼ＫＰＳ推進室長兼生産管理部長
取締役	奥田真之	愛知産業大学経営学部総合経営学科教授
常勤監査役	粟野秀広	
監査役	木村静之	弁護士 富士変速機株式会社社外取締役 レシップホールディングス株式会社社外取締役
監査役	杉浦勝美	税理士 ニチハ株式会社社外監査役

（注）１．取締役奥田真之は社外取締役であります。
２．監査役木村静之及び監査役杉浦勝美は、社外監査役であります。
３．監査役杉浦勝美は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役奥田真之及び監査役木村静之及び監査役杉浦勝美を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
５．当事業年度後の取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
藤井邦彦	生産本部長	生産本部長兼ＫＰＳ推進室長 兼生産管理部長	平成30年４月１日

⑵ **当事業年度中の取締役及び監査役の異動**

① 平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会において、取締役名誉相談役北村和弘、取締役長野博及び取締役清澤正は任期満了により退任いたしました。

② 平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会において、新たに藤井邦彦、奥田真之が取締役に選任され就任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏　　名	異動後	異動前	異動年月日
佐 野 孝 之	海外事業室長、 大連北村閥門有限公司副董事長	生産本部長兼 ＫＰＳ推進室長兼富加工場長	平成29年６月28日
坪 田 充 夫	研究開発本部長、 品質保証室担当	研究開発本部長、 品質保証室担当兼開発部長	平成29年６月28日
佐 野 孝 之	海外事業室担当、 大連北村閥門有限公司副董事長	海外事業室長、 大連北村閥門有限公司副董事長	平成30年１月１日
小 関 智 晶	経営管理本部長兼 企画経理部長	経営管理本部長兼 経理部長	平成30年１月１日

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　　締　　役	10名	88,099千円
監　　査　　役	３名	15,922千円
合　　計	13名	104,021千円

（注）１．上記には、平成29年６月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．上記報酬等の総額には、株式報酬型ストックオプションによる報酬額が含まれております。
４．上記のうち、社外取締役１名、社外監査役２名に対する報酬等の総額は7,230千円であります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 取締役　奥田　真之

（ⅰ）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役奥田真之は、愛知産業大学経営学部総合経営学科の教授であります。
当社と愛知産業大学との間に特別な関係はありません。

（ⅱ）他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

（ⅲ）特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

（ⅳ）当事業年度における主な活動状況
平成29年６月28日就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席し、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられている豊富な経験と高い見識から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
（ⅴ）責任限定契約の内容の概要
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

② 監査役　木村　静之
（ⅰ）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
（ⅱ）他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役木村静之は、富士変速機株式会社及びレシップホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と富士変速機株式会社及びレシップホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
（ⅲ）特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
（ⅳ）当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会８回のうち８回に出席し、弁護士として、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
（ⅴ）責任限定契約の内容の概要
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

③　監査役　杉浦　勝美

（ⅰ）他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

（ⅱ）他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役杉浦勝美は、ニチハ株式会社の社外監査役であります。当社とニチハ株式会社との間に特別な関係はありません。

（ⅲ）特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（ⅳ）当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会８回のうち８回に出席し、主に税理士として財務・会計等の見地から意見を述べ、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（ⅴ）責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

監査法人　アンビシャス

⑵ 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
②　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

⑴ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。

② 社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。

② 情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年１回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。

② 品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署又は委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を毎月原則１回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則１回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。

③ 当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具体策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

⑸ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月１回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ的確な意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。

② 当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役（監査役会）と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

⑹ 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。

② 取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

⑺ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

① 当社は、現在監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役の職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。

② 当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。

③ 当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

⑻ **取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

① 当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。

・内部統制システムの構築及び運用状況
・当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
・取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
・経営会議で報告・審議された案件
・内部監査室が実施した監査結果
・リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況

② 当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査役会を奇数月、４月及び６月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。

② 監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。

③ 監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。

④ 当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

（当期における当該体制の運用状況の概要について）

当社は、上記に挙げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「ＫＶＫ企業行動規範ハンドブック」を作成しており、従業員に対して行動規範の浸透や法令遵守状況の確認を実施いたしました。

② 当社は、当事業年度にリスク管理委員会を２回開催しております。当委員会は経営管理本部長を委員長とし、各部門の責任者で構成しており、経営上のリスクを総合的に分析し潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策について審議いたしました。

③ 内部監査室は、当社内各部門及びグループ会社への内部監査を当事業年度において29回実施いたしました。監査結果につきましては経営会議にて報告を行いました。

④ 監査役会は、常勤監査役１名、社外監査役２名で構成され、当事業年度において８回開催し幅広い協議を重ね経営に対して積極的に助言や提言を行っております。

⑤ 社外監査役を含む監査役は、取締役会の出席及び常勤監査役による経営会議の出席を通じて、取締役の職務執行の監査や内部統制システムの整備並びに運用状況の確認を行いました。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）　本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**17,607,663**	**流動負債**	**6,900,684**
現金及び預金	4,727,412	支払手形及び買掛金	1,873,100
受取手形及び売掛金	6,354,183	電子記録債務	2,869,443
電子記録債権	3,232,205	リース債務	26,984
有価証券	159,781	未払法人税等	464,200
商品及び製品	670,650	設備関係支払手形	30,624
仕掛品	678,663	営業外電子記録債務	91,972
原材料及び貯蔵品	1,299,627	その他	1,544,358
繰延税金資産	343,124	**固定負債**	**184,489**
その他	147,215	リース債務	71,538
貸倒引当金	△5,200	退職給付に係る負債	81,394
固定資産	**8,167,850**	その他	31,556
有形固定資産	**6,481,904**	**負債合計**	**7,085,173**
建物及び構築物	1,241,205	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	2,868,670	**株主資本**	**18,632,459**
土地	1,822,906	資本金	2,851,952
リース資産	91,224	資本剰余金	3,020,352
建設仮勘定	159,556	利益剰余金	12,761,442
その他	298,339	自己株式	△1,288
無形固定資産	**281,360**	**その他の包括利益累計額**	**△32,367**
借地権	44,478	その他有価証券評価差額金	48,260
ソフトウェア	226,940	為替換算調整勘定	22,968
その他	9,941	退職給付に係る調整累計額	△103,596
投資その他の資産	**1,404,585**	**新株予約権**	**90,249**
投資有価証券	822,695	**純資産合計**	**18,690,340**
投資不動産	217,808		
繰延税金資産	25,757		
退職給付に係る資産	179,650		
その他	158,737		
貸倒引当金	△64		
資産合計	**25,775,513**	**負債純資産合計**	**25,775,513**

(注)　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**24,550,081**
売上原価		**17,816,475**
売上総利益		**6,733,605**
販売費及び一般管理費		**4,558,149**
営業利益		**2,175,455**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,394	
受取賃貸料	43,497	
作業屑売却益	24,641	
その他	41,782	130,315
営業外費用		
売上割引	37,996	
為替差損	37,451	
その他	23,471	98,919
経常利益		**2,206,852**
特別利益		
固定資産売却益	6,112	
退職給付制度終了益	266	6,378
特別損失		
固定資産売却損	5,182	
固定資産除却損	15,455	
訴訟和解金	138,888	159,526
税金等調整前当期純利益		**2,053,704**
法人税、住民税及び事業税	594,895	
法人税等調整額	63,454	658,350
当期純利益		**1,395,353**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,395,353**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,831,425	2,999,825	11,761,822	△43,492	17,549,579
当連結会計年度変動額					
新株の発行	20,527	20,527			41,054
剰余金の配当			△364,338		△364,338
親会社株主に帰属する当期純利益			1,395,353		1,395,353
自己株式の取得				△1,244	△1,244
自己株式の処分		△31,394		43,449	12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替		31,394	△31,394		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	20,527	20,527	999,620	42,204	1,082,879
当連結会計年度末残高	2,851,952	3,020,352	12,761,442	△1,288	18,632,459

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	52,262	△63,961	△134,950	△146,650	126,860	17,529,789
当連結会計年度変動額						
新株の発行						41,054
剰余金の配当						△364,338
親会社株主に帰属する当期純利益						1,395,353
自己株式の取得						△1,244
自己株式の処分						12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,001	86,930	31,353	114,282	△36,611	77,670
当連結会計年度変動額合計	△4,001	86,930	31,353	114,282	△36,611	1,160,550
当連結会計年度末残高	48,260	22,968	△103,596	△32,367	90,249	18,690,340

（注）１．剰余金の配当
平成29年6月の定時株主総会決議に基づく期末配当と、平成29年10月の取締役会決議に基づく中間配当によるものであります。
２．新株予約権の当連結会計年度中の変動額
ストック・オプションの付与による増加16,268千円及びストック・オプションの行使による減少52,879千円であります。
３．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の状況

①　連結子会社の数	１社
②　連結子会社の名称	大連北村閥門有限公司

⑵　非連結子会社の状況

①　非連結子会社の名称	KVK PHILIPPINES,INC.
②　連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産

イ．商品、製品、原材料、仕掛品	月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
ロ．貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　10～31年
機械装置及び運搬具　5 ～12年

②　無形固定資産(リース資産を除く)　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷　その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

（追加情報）

当社は平成29年４月１日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用し、本移行に伴う影響額は、当連結会計年度の特別利益として266千円計上しております。

②　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　13,283,507千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	16,531,157株	145,000株	8,338,079株	8,338,078株

（注）1．当社は、平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。
2．普通株式の発行済株式の総数の増加145,000株（株式併合前145,000株）は、ストック・オプションの行使に伴う新株発行による増加であります。
3．普通株式の発行済株式の総数の減少8,338,079株は、株式併合によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年６月28日定時株主総会	普通株式	180,915千円	11円	平成29年３月31日	平成29年６月29日
平成29年10月30日取締役会	普通株式	183,423千円	11円	平成29年９月30日	平成29年12月５日

（注）当社は、平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年６月28日定時株主総会	普通株式	183,415千円	利益剰余金	22円	平成30年３月31日	平成30年６月29日

⑶　新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　　154,500株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

⑵金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、その全てが１年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

⑶金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	4,727,412	4,727,412	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,354,183		
(3) 電子記録債権	3,232,205		
貸倒引当金（*）	△5,200		
	9,581,188	9,581,188	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	941,916	941,916	－
資産計	15,250,516	15,250,516	－
(5) 支払手形及び買掛金	1,873,100	1,873,100	－
(6) 電子記録債務	2,869,443	2,869,443	－
(7) リース債務（流動負債）	26,984	26,928	55
(8) 未払法人税等	464,200	464,200	－
(9) 設備関係支払手形	30,624	30,624	－
(10) 営業外電子記録債務	91,972	91,972	－
(11) リース債務（固定負債）	71,538	70,672	865
負債計	5,427,863	5,426,942	920

(*)受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(8)未払法人税等、(9)設備関係支払手形、(10)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑺リース債務（流動負債）、⑾リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	40,561

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑷有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超（千円）
現金及び預金	4,727,412	－
受取手形及び売掛金	6,354,183	－
電子記録債権	3,232,205	－
投資有価証券 満期保有目的の社債	－	400,000
合計	14,313,800	400,000

4．リース債務（固定負債）の連結決算日後の返済予定額

	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）
リース債務（固定負債）	26,984	26,984	16,700	869

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　2,231円00銭

2．1株当たり当期純利益　167円56銭

（注）1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

株式会社ケーブイケー
（商号　株式会社ＫＶＫ）
取締役会　御中

監査法人アンビシャス

代表社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　実　郎　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　諏　訪　直　樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ケーブイケー（商号　株式会社ＫＶＫ）の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーブイケー（商号　株式会社ＫＶＫ）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**16,367,901**	**流動負債**	**6,848,244**
現金及び預金	4,275,898	支払手形	682,967
受取手形	2,909,584	電子記録債務	2,869,443
電子記録債権	3,232,205	買掛金	1,253,307
売掛金	3,409,991	リース債務	26,984
有価証券	159,781	未払金	487,129
商品	60,920	未払費用	698,918
製品	487,313	未払法人税等	464,200
仕掛品	475,092	未払消費税等	177,351
原材料	801,133	預り金	65,345
貯蔵品	130,784	設備関係支払手形	30,624
前払費用	30,593	営業外電子記録債務	91,972
繰延税金資産	306,465	**固定負債**	**203,050**
未収入金	78,418	リース債務	71,538
その他	14,916	繰延税金負債	18,471
貸倒引当金	△5,200	退職給付引当金	81,484
固定資産	**8,759,140**	長期未払金	5,727
有形固定資産	**5,834,670**	長期預り保証金	25,829
建物	919,145	**負債合計**	**7,051,295**
構築物	110,087	純資産の部	
機械及び装置	2,433,058	**株主資本**	**17,937,236**
車両運搬具	18,888	**資本金**	**2,851,952**
工具、器具及び備品	287,548	**資本剰余金**	**3,020,352**
土地	1,822,906	資本準備金	3,020,352
リース資産	91,224	**利益剰余金**	**12,066,220**
建設仮勘定	151,810	利益準備金	707,856
無形固定資産	**235,353**	その他利益剰余金	11,358,364
ソフトウェア	226,120	別途積立金	9,800,000
電話加入権	9,232	繰越利益剰余金	1,558,364
投資その他の資産	**2,689,116**	**自己株式**	**△1,288**
投資有価証券	822,695	**評価・換算差額等**	**48,260**
出資金	540	その他有価証券評価差額金	48,260
関係会社出資金	1,202,426	**新株予約権**	**90,249**
関係会社長期貸付金	69,000	**純資産合計**	**18,075,746**
投資不動産	217,808		
破産更生等債権	64		
長期前払費用	5,245		
前払年金費用	327,566		
その他	43,834		
貸倒引当金	△64		
資産合計	**25,127,042**	**負債純資産合計**	**25,127,042**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**24,426,834**
売上原価		**18,009,319**
売上総利益		**6,417,515**
販売費及び一般管理費		**4,266,069**
営業利益		**2,151,446**
営業外収益		
受取利息及び配当金	19,383	
技術指導料	41,260	
受取賃貸料	43,497	
その他	62,797	166,939
営業外費用		
売上割引	37,996	
その他	17,839	55,835
経常利益		**2,262,549**
特別利益		
固定資産売却益	6,112	
退職給付制度終了益	266	6,378
特別損失		
固定資産売却損	5,076	
固定資産除却損	14,976	
訴訟和解金	138,888	158,941
税引前当期純利益		**2,109,986**
法人税、住民税及び事業税	594,895	
法人税等調整額	70,767	665,663
当期純利益		**1,444,323**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,831,425	2,999,825	－	2,999,825	707,856	2,591	8,600,000	1,707,183	11,017,630
当期変動額									
新株の発行	20,527	20,527		20,527					－
特別償却準備金の取崩						△2,591		2,591	－
別途積立金の積立							1,200,000	△1,200,000	－
剰余金の配当								△364,338	△364,338
当期純利益								1,444,323	1,444,323
自己株式の取得									－
自己株式の処分			△31,394	△31,394					－
利益剰余金から資本剰余金への振替			31,394	31,394				△31,394	△31,394
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	20,527	20,527	－	20,527	－	△2,591	1,200,000	△148,819	1,048,589
当期末残高	2,851,952	3,020,352	－	3,020,352	707,856	－	9,800,000	1,558,364	12,066,220

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△43,492	16,805,387	52,262	52,262	126,860	16,984,510
当期変動額						
新株の発行		41,054				41,054
特別償却準備金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△364,338				△364,338
当期純利益		1,444,323				1,444,323
自己株式の取得	△1,244	△1,244				△1,244
自己株式の処分	43,449	12,054				12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4,001	△4,001	△36,611	△40,613
当期変動額合計	42,204	1,131,849	△4,001	△4,001	△36,611	1,091,235
当期末残高	△1,288	17,937,236	48,260	48,260	90,249	18,075,746

（注）１．剰余金の配当
平成29年６月の定時株主総会決議に基づく期末配当と平成29年10月の取締役会決議に基づく中間配当によるものであります。
２．新株予約権の当事業年度中の変動額
ストック・オプションの付与による増加16,268千円及びストック・オプションの行使による減少52,879千円であります。
３．金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　たな卸資産

①　商品、製品、原材料、仕掛品　　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産(リース資産を除く)　　定額法を採用しております。
なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　10～31年
機械装置及び車両運搬具　　5 ～12年

⑵　無形固定資産(リース資産を除く)　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

⑶　リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金　　売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より損益処理しております。

（追加情報）

当社は平成29年４月１日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用し、本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として266千円計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑵　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	11,352,169千円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	202,445千円
長期金銭債権	69,000千円
短期金銭債務	407,780千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	431,440千円
仕入高	4,462,325千円
営業取引以外の取引高	146,373千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	84,338株	1,310株	84,644株	1,004株

（注）１．当社は、平成29年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加1,310株は、株式併合に伴う端数株式の買取による増加130株、単元未満株式の買取りによる増加1,180株（株式併合前950株、株式併合後230株）であります。
３．普通株式の自己株式の株式数の減少84,644株は、株式併合による減少644株、ストック・オプションの行使による減少84,000株（株式併合前84,000株）であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,575千円
未払従業員賞与	146,420千円
未払従業員賞与社会保険料	21,421千円
未払事業税	29,108千円
長期未払金	1,713千円
退職給付引当金	24,380千円
訴訟和解金	41,555千円
減損損失	8,156千円
その他	193,503千円
繰延税金資産小計	467,833千円
評価性引当額	△61,227千円
繰延税金資産合計	406,606千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△98,007千円
その他有価証券評価差額金	△20,604千円
繰延税金負債合計	△118,612千円
繰延税金資産の純額	287,994千円

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、生産設備及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	大連北村閥門有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市	1,640,644	給水栓の製造・販売	直接100%	当社製品の製造、役員の兼任等	給水栓等の購入（注）	4,020,926	買掛金	361,157

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）市場価格から算定した価格及び提示された総原価を検討の上、決定しています。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,157円29銭

２．１株当たり当期純利益　173円44銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

株式会社ケーブイケー
（商号　株式会社ＫＶＫ）
取締役会　御中

監査法人アンビシャス

代表社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　実　郎　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　諏　訪　直　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ケーブイケー（商号　株式会社ＫＶＫ）の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるほか、海外事業担当取締役及び使用人との情報の交換を図り、必要に応じて直接赴いてその業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アンビシャスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

株式会社ＫＶＫ　監査役会
常勤監査役　粟野秀広　㊞
監査役　木村静之　㊞
監査役　杉浦勝美　㊞

（注） 監査役木村静之及び監査役杉浦勝美は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第71期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき普通配当22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、183,415,628円となります。

これにより年間配当金は、中間配当金（１株につき22円）を含め、１株につき合計44円となります。

（注）当社は、平成29年10月１日を効力発生日として、普通株式２株を１株とする株式併合を実施しております。平成29年９月30日を基準日とした中間配当（１株につき11円）は株式併合実施後に換算すると、１株につき22円に相当しますので、期末配当22円を加えた当期の年間配当金は、株式併合後の１株当たり44円に相当いたします。これは、株式併合実施後に換算した前期の年間配当金相当額42円に比べ２円の増配となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　1,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　当社の登記上の商号「株式会社ケーブイケー」を定款上の商号である「株式会社ＫＶＫ」に統一するため、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

⑵　平成28年11月、業務効率の向上を図るため本社機能を主力工場である富加工場へ移転をいたしました。その後順調に業務を遂行できており、この度実態に合わせて、現行定款第３条（本店の所在地）を岐阜県岐阜市から岐阜県加茂郡富加町に変更するものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社ＫＶＫと称し、 登記上は、株式会社ケーブイケーと表示する。 英文では、ＫＶＫ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。	第１条　当会社は、株式会社ＫＶＫと称し、 英文では、ＫＶＫ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を岐阜県岐阜市に置く。	第３条　当会社は、本店を岐阜県加茂郡富加町に置く。
（新　設）	附　則 第１条および第３条の変更の効力発生日は、平成30年７月１日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	末松（すえまつ）　正幸（まさゆき） (昭和36年11月22日生)	昭和63年３月　アイホン株式会社退職 昭和63年９月　当社入社 平成10年２月　当社総合企画室企画部企画課長 平成14年６月　当社経営管理本部企画経理部長 平成16年６月　当社取締役経営管理本部長 平成18年６月　当社常務取締役経営管理本部長 平成21年６月　当社代表取締役社長 平成24年４月　当社代表取締役社長兼経営管理本部長 平成24年６月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 大連北村閥門有限公司董事長 公益財団法人ＫＶＫ福祉会理事長	168,250株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	小関智昌（おぜきともあき） (昭和31年5月4日生)	昭和55年４月　株式会社十六銀行入行 平成２年４月　同行人事部付北村バルブ株式会社（現　株式会社ＫＶＫ）出向 平成５年４月　同行証券部 平成８年４月　同行正木支店次長 平成10年４月　同行則武支店長 平成13年４月　同行岩村支店長 平成18年７月　十六信用保証株式会社担保評価部長 平成22年10月　株式会社十六銀行人事部付日本ガード株式会社出向 平成23年５月　日本ガード株式会社転籍　金融営業部長 平成26年９月　日本ガード株式会社退職 平成26年10月　当社入社　経営管理副本部長兼経理部長 平成27年６月　当社取締役経営管理本部長兼経理部長 平成30年１月　当社取締役経営管理本部長兼企画経理部長現在に至る	1,000株
3	森田恭二（もりたきょうじ） (昭和34年9月11日生)	昭和59年５月　横浜商銀信用組合退職 昭和60年３月　当社入社 平成10年４月　当社営業本部関東支社西関東営業所長 平成21年４月　当社営業本部関東支社次長 平成23年４月　当社営業本部関東支社長 平成25年４月　当社営業本部関西支社長 平成27年４月　当社営業副本部長兼関西支社長 平成27年６月　当社取締役営業本部長現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	坪田 充夫 (昭和34年10月19日生)	昭和60年６月　大洋電機株式会社退職 昭和60年６月　当社入社 平成18年６月　当社研究開発本部開発部商品開発一課長 平成21年４月　当社研究開発本部開発部次長兼設計二課長 平成22年７月　当社生産本部資材部次長 平成25年７月　当社生産本部資材部長 平成28年４月　当社研究開発副本部長兼品質保証室長 平成28年６月　当社取締役研究開発本部長、品質保証室担当兼開発部長 平成29年６月　当社取締役研究開発本部長、品質保証室担当 現在に至る	3,150株
5	藤井 邦彦 (昭和33年９月29日生)	昭和56年３月　当社入社 平成12年６月　当社生産本部生産技術二課長 平成21年４月　当社生産本部富加工場長 平成25年４月　当社生産本部物流部長 平成26年３月　当社生産本部生産管理部長 平成28年６月　当社執行役員生産本部富加工場長 平成29年１月　当社執行役員生産本部生産管理部長 平成29年４月　当社執行役員生産副本部長兼生産管理部長 平成29年６月　当社取締役生産本部長兼ＫＰＳ推進室長兼生産管理部長 平成30年４月　当社取締役生産本部長 現在に至る	1,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ 杉山 正直 （昭和35年8月30日生）	昭和54年３月　当社入社 平成13年７月　当社製造第一部鋳造課長 平成25年７月　当社本社工場長 平成26年４月　当社富加工場長 平成27年４月　当社本社工場長 平成28年１月　当社富加工場製造一部長 平成29年６月　当社執行役員富加工場長兼製造一部長 平成30年４月　当社執行役員生産副本部長兼ＫＰＳ推進室長兼富加工場長 現在に至る	1,500株
7	奥田 真之 （昭和37年10月11日生）	昭和60年４月　株式会社十六銀行入行 平成24年７月　同行法人営業部経営相談室調査役 平成25年７月　同行人事部付株式会社十六総合研究所出向 同所主席研究員兼シニアコンサルタント 平成25年10月　東海学園大学経営学部非常勤講師（現任） 平成26年４月　愛知学院大学商学部非常勤講師（現任） 愛知淑徳大学ビジネス学部非常勤講師（現任） 平成28年３月　株式会社十六銀行退職 平成28年４月　愛知産業大学経営学部総合経営学科教授（現任） 平成29年６月　当社社外取締役 現在に至る	0株

（注）　1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．奥田真之氏は、社外取締役候補者であります。
4．奥田真之氏を社外取締役候補者とした理由は、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられているというその豊富な経験と高い見識から当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5．奥田真之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
6．当社は、奥田真之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
7．奥田真之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第４号議案　取締役及び監査役に対する報酬としての株式交付信託制度導入の件

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び監査役（社外監査役を除きます。以下も同様です。）（以下、総称して取締役等といいます。）の報酬の見直しを行い、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代わるものとして信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたく存じます。

１．提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益･リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、また、ストックオプション制度と比較し事務負担量の軽減も図れることから当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成21年６月25日開催の第62期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（ここでは社外取締役を含みます。）の報酬の限度額（年額２億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）及び監査役（ここでは社外監査役を含みます。）の報酬の限度額（年額２千万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本株主総会開催日の翌日から平成35（2023）年６月開催予定の定時株主総会終結の日までの５年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役等に対して支給するというものです。

また、平成20年６月26日開催の第61期及び平成21年６月25日開催の第62期定時株主総会においてご承認いただきました取締役等に対する「株式報酬型ストックオプション」（年額31,500千円以内。うち取締役分として30,000千円以内、監査役分として1,500千円以内。）については、本議案の承認可決を条件として、「株式報酬型ストックオプション」に係る取締役等の報酬枠を廃止するとともに、後記のとおり、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することを条件に、これに代えて本制度に基づく応分のポイントを付与することといたします。

なお、第３号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役は６名、監査役は１名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

⑴　本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

①　本制度の対象者となる取締役等	社外取締役を除く取締役及び社外監査役を除く監査役
②　当初信託期間	約５年間
③　②の当初信託期間において、取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金640,000千円 （うち取締役分として594,000千円、 監査役分として46,000千円）
④　当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤　①の取締役等に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり33,000ポイント （うち取締役分として30,000ポイント、 監査役分として3,000ポイント）
⑥　ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦　①の取締役等に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

⑵　当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約５年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金640,000千円（うち取締役分として、金594,000千円、監査役分として金46,000千円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。

なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権１個＝500ポイント）を付与することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初信託期間にかかる上記信託拠出金上限額は当該ポイント分を勘案して算出しております。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定（※）により、その都度、５年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金64,500千円（うち、取締役分として60,000千円、監査役分として4,500千円）を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記⑶のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

※監査役について本制度を継続することについては、監査役の協議によります。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

⑶　取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

①　取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程（※）に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

※監査役に関する事項については、監査役の協議により決定します。

また、このほか、上記⑵のとおり、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のもの（取締役について288個、監査役について21個）につきましては、本制度に移行することといたしますことから、各取締役等において権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与（新株予約権１個＝500ポイント）を行うことを予定しております。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり33,000ポイント（うち、取締役分として30,000ポイント、監査役分として3,000ポイント）を上限とします（なお、上記のポイント総数の上限には取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションに代えて付与されるポイント数を含まないものとします。）。

②　付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数（取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションに代えて付与されるポイント数を含みます。）に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③　取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役等がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

⑷　議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

⑸　配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（参考）

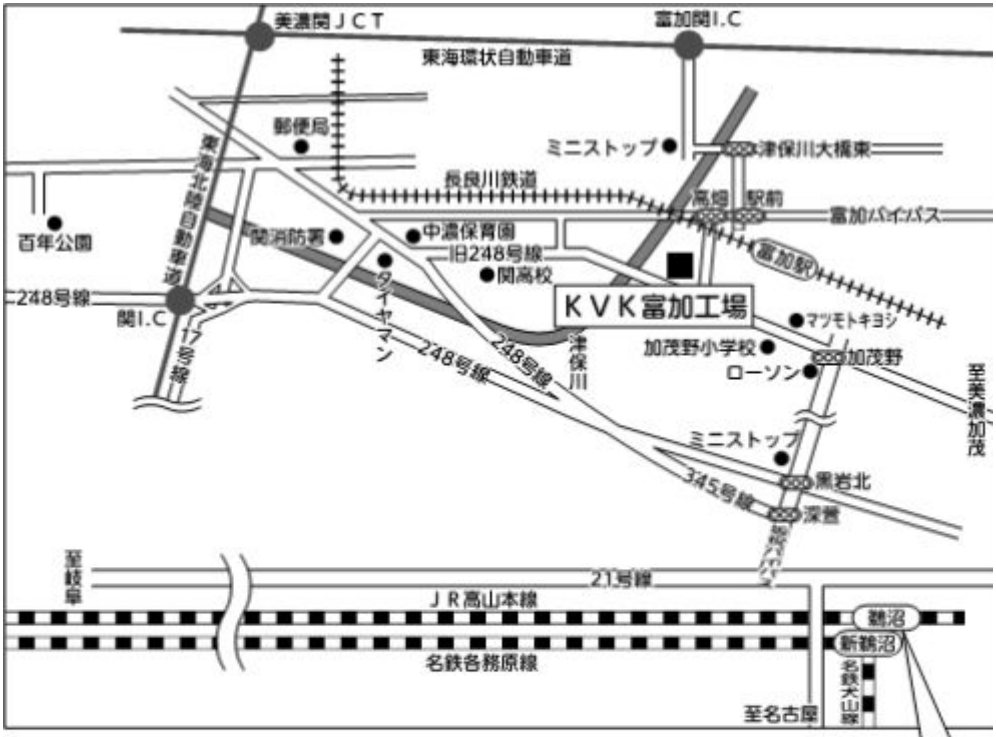
本制度の骨子につきましては、平成30年５月25日付「株式報酬型ストックオプション制度の廃止及び役員向け株式交付信託制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会 場　当社富加工場　会議室
岐阜県加茂郡富加町高畑字稲荷６４１番地
電 話　０５７４－５５－１１２０



《交通のご案内》

◎東海北陸自動車道　関ＩＣより車で約10分
◎東海環状自動車道　富加関ＩＣより車で約10分
◎ＪＲ高山本線　鵜沼駅より車で約20分

《送迎バスのご案内》

◎ＪＲ高山本線鵜沼駅ロータリーより、会場への送迎バスを次のとおり運行しますので、ご希望の方はご利用下さい。

送迎バス発車時刻　午前９時15分

(発車場所は右図をご参照ください。)

(当社送迎バス乗り場のご案内)

